

事業者の皆様へ

浄化槽排水管・雨水管接続工事について

浄化槽処理水・雨水を側溝に放流する際には申請が必要です！

道路占用について

道路を管理している「道路管理者」*1の許可を受ける必要があります（道路法第32条）*2。
苅田町では、町道の場合苅田町有水面及び道路の占用条例第2条*3、里道の場合法定外公共物
管理条例第4条*4を運用しています。

*1～*4：裏面補足説明参照

申請から工事完了まで

1. **町道の場合**・・・道路占用許可申請書（様式第1号（第2条関係））
里道の場合・・・法定外公共物申請書（様式第1号（第2条・第4条関係））を
施設建設課へ提出してください。
2. 許可書発行後、工事に着手できます。
3. 工事終了後、道路工事完了届出書を提出してください。

お願い

接続管は、原則浄化槽排水管1本、雨水管1本です。

道路を横断して埋設する場合は事前にご相談ください。

通行止めが生じる場合、提出部数が異なりますので別途協議が必要です。

申請書類

道路占用許可申請書：2部

- ・位置図
- ・配管経路図（浄化槽：赤色、雨水：青色）
- ・断面図（寸法等記載）
- ・誓約書
- ・浄化槽設置届の写し
- ・安全対策図（通行止めが生じる場合）

法定外公共物申請書：2部

- ・位置図
- ・配管経路図（浄化槽：赤色、雨水：青色）
- ・断面図（寸法等記載）
- ・字図（占用箇所を赤色で印）
- ・現況写真（占用箇所を赤色で印）
- ・水利組合長の同意書（任意様式印鑑必須）

片側車輛通行止は3部、全面車輛通行止は4部提出が必要です。

施工後に必要な書類

道路工事完了届出書：1部

- ・工事写真（施工前、施工中、完成）

補足説明

*1『道路管理者』とは、苅田町の場合苅田町長をいいます。

*2『道路法第 32 条』

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合に尾いては、道路管理者の許可を受けなければならない。

二、水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

*3『苅田町有水面及び道路の占用条例第 2 条』

(占用許可の申請)

第 2 条 道路水面及びこれに附属する土地を占用しようとする者は、道路(水面)占用許可申請書(様式第 1 号)に次の書類を添え町長に提出して許可を受けなければならない。

- (1) 占用の目的及び期間
 - (2) 占用の位置及びその付近を表示する図面
 - (3) 占用区域の延長、幅員及び面積
ただし、電柱等については、各本数、埋設管については、口径(外径)及び延長
 - (4) 工作物を設置する場合は、その図面及び仕様書
 - (5) 法令により官公署の許可を要するものは、その許可書の写し
- 2 前項の申請書には、町内居住者で身元確実な保証人 2 人の連署を必要とする。
 - 3 前項の保証人は、申請人と連帯の責任を負わなければならない。
 - 4 町長において必要と認めるときは、隣接地主の同意書を添付させることができる。

*4『法定外公共物管理条例第 4 条』

(使用等の許可)

第 4 条 次に掲げる行為(以下「使用等」という。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 法定外公共物の敷地、流水又は水面を占有すること。
 - (2) 法定外公共物の敷地において、工作物を新築し、改築し、又は除去すること。
 - (3) 法定外公共物の敷地において、土地の掘削、盛土若しくは切土、その他土地の形状を変更すること。
 - (4) 法定外公共物の敷地内において土石、竹木、その他を採取すること。
- 2 町長は、使用等が法定外公共物の管理に重大な支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められるときに限り、前項の許可を与えることができる。
 - 3 町長は、第 1 項の規定により許可をする場合において、法定外公共物の管理又はその適正な利用のために必要があると認めるときは、当該許可に条件を付すことができる。

お問合せ先

福岡県京都郡苅田町富久町 1 丁目 19-1

苅田町役場 施設建設課 庶務担当

TEL 093-588-1031 FAX 093-434-1307